

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求手続きについて

学校管理下（授業中・行事・部活動・登下校中等）における災害（負傷や疾病など）が発生した場合、日本スポーツ振興センター（以下センターと略します）の医療費請求手続きを行います。

必要書類（○のついた書類を提出）

①日本スポーツ振興センター申請届	生徒本人又は保護者が記入し、担任・教科担任・部活動の顧問に確認と押印をもらう。
②医療等の状況（ ）月分	病院に記入を依頼する（文書料はかかりません）
③医療等の状況（ ）月分 柔道整復師(整骨院)用	整骨院に記入を依頼する （文書料はかかりません）
④調剤報酬明細書（ ）月分	調剤薬局に記入を依頼する（文書料はかかりません）
⑤口座振替払申出書	生徒又は保護者が記入
⑥通帳のコピー	<u>通帳の中の口座名義人等のページをコピー</u>
⑦治療用装具明細書・領収書コピー	病院に記入を依頼・保護者の記入欄もある
⑧高額療養状況の届け	1ヶ月の医療費が7000点（7万円）以上となった場合必要。別紙記入例を参照

毎月20日までに、保健室に提出してください。

間に合わない場合は翌月の請求となります



日本スポーツ振興センター学校安全 Web

注意事項

- 医療費が合計で **500 点（3割負担で 1500 円）** を越える場合に請求ができます。
- 事故発生から 10 年を経過するまでの間、治療が終了するまでの医療費が支給されます。
ただし、診療開始日または継続治療中に **2年間請求を行わないときは時効となり**、申請ができませんのでご注意ください。
- 給付金は申請手続き後、**約2～3ヶ月後**に支給されます。
- 第三者の行為により損害賠償を受けた時は、その受けた額の限度において給付されないことがあります。（**交通事故、その他特に悪質な加害行為によって生じた災害**など）
- 公費負担医療費制度（ひとり親等家庭医療費助成制度など）を利用している場合はその旨を申請届に記入し、医療等の状況にも支払った金額等を記入してください。利用の申告をせずに医療費が支払われると過払いとなることがありますのでご注意ください。

ご不明な点などございましたら、保健室までお問い合わせください。